

岐阜市土地開発公社 定 款

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うこと等により、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第 2 条 この土地開発公社は、岐阜市土地開発公社と称する。

(設立団体)

第 3 条 この土地開発公社の設立団体は、岐阜市とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この土地開発公社は、事務所を岐阜県岐阜市に置く。

(公告の方法)

第 5 条 この土地開発公社の公告は、岐阜市の掲示場に掲示して行う。

第 2 章 役員及び職員

第 1 節 役員及び職員

(役員)

第 6 条 この土地開発公社に、次の役員を置く。

(1) 理事 11人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長、1人を常務理事とする。

(役員の仕事及び権限)

第 7 条 理事長は、この土地開発公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、規程の定めるところにより、理事長を補佐してこの土地開発公社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 常務理事は、規程の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐してこの土地開発公社の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 理事は、規程の定めるところにより、この土地開発公社の業務を掌理する。

5 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「法」と

いう。)第16条第8項の職務を行う。

(役員任命)

第8条 理事及び監事は、岐阜市長が任命する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、岐阜市長が選任する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員兼任禁止)

第10条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

(職員任命)

第11条 職員は、理事長が任命する。

(兼職禁止)

第12条 常任の役員及び職員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第13条 この土地開発公社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときに、理事長が招集する。

(理事会議事)

第15条 理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(書面表決等)

第16条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 理事長は、急施を要する事項について会議を招集するいとまがないとき又は軽微な事項については、理事に対し持ち回りの方法により表決を求めることができる。

3 前2項の場合において、前条の規定の適用については、表決に参加した者を出席した者とみなす。

(理事会の議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 定款又は事務の執行に関する規程の変更

(2) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画

(3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書

(4) 規程の制定又は改正若しくは廃止

(5) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項

(6) その他この土地開発公社の運営上理事長が重要と認める事項

2 前項第1号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第18条 この土地開発公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

イ 法第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地

ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ハ 公営企業の用に供する土地

ニ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地

ホ 観光施設事業の用に供する土地

ヘ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地

ト 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地

(2) 住宅用地の造成事業並びに地域開発のためにする内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。

(1) 前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

(業務方法書)

第19条 この土地開発公社の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第4章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第20条 この土地開発公社の資産は、基本財産とする。

2 この土地開発公社の基本財産の額は、千万円とする。

3 基本財産は、安全かつ確実な方法により管理するものとし、これを取り崩してはならない。

(事業年度)

第21条 この土地開発公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財務諸表)

第22条 この土地開発公社は、毎事業年度、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て5月31日までに岐阜市長に提出する。

(利益及び損失の処理)

第23条 この土地開発公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理する。

2 この土地開発公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第 2 4 条 この土地開発公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(1) 国債、地方債その他主務大臣の指定する有価証券の取得

(2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

(予算の弾力運用)

第 2 5 条 理事長は、第 1 7 条の規定にかかわらず、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、岐阜市長の承認を経て、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合においては、理事長は次の理事会においてその旨を報告しなければならない。

第 5 章 雑則

(解散)

第 2 6 条 この土地開発公社は、理事会で出席理事の 4 分の 3 以上の同意を得たうえ、岐阜市議会の議決を経、岐阜県知事の認可を受けたときに解散する。

2 この土地開発公社は、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを岐阜市に帰属させる。

(規程への委任)

第 2 7 条 この土地開発公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、この土地開発公社の設立の日から施行する。

(最初の役員の任期)

2 この土地開発公社の最初の役員の任期は、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、岐阜市長が定めるところによる。

(最初の事業年度)

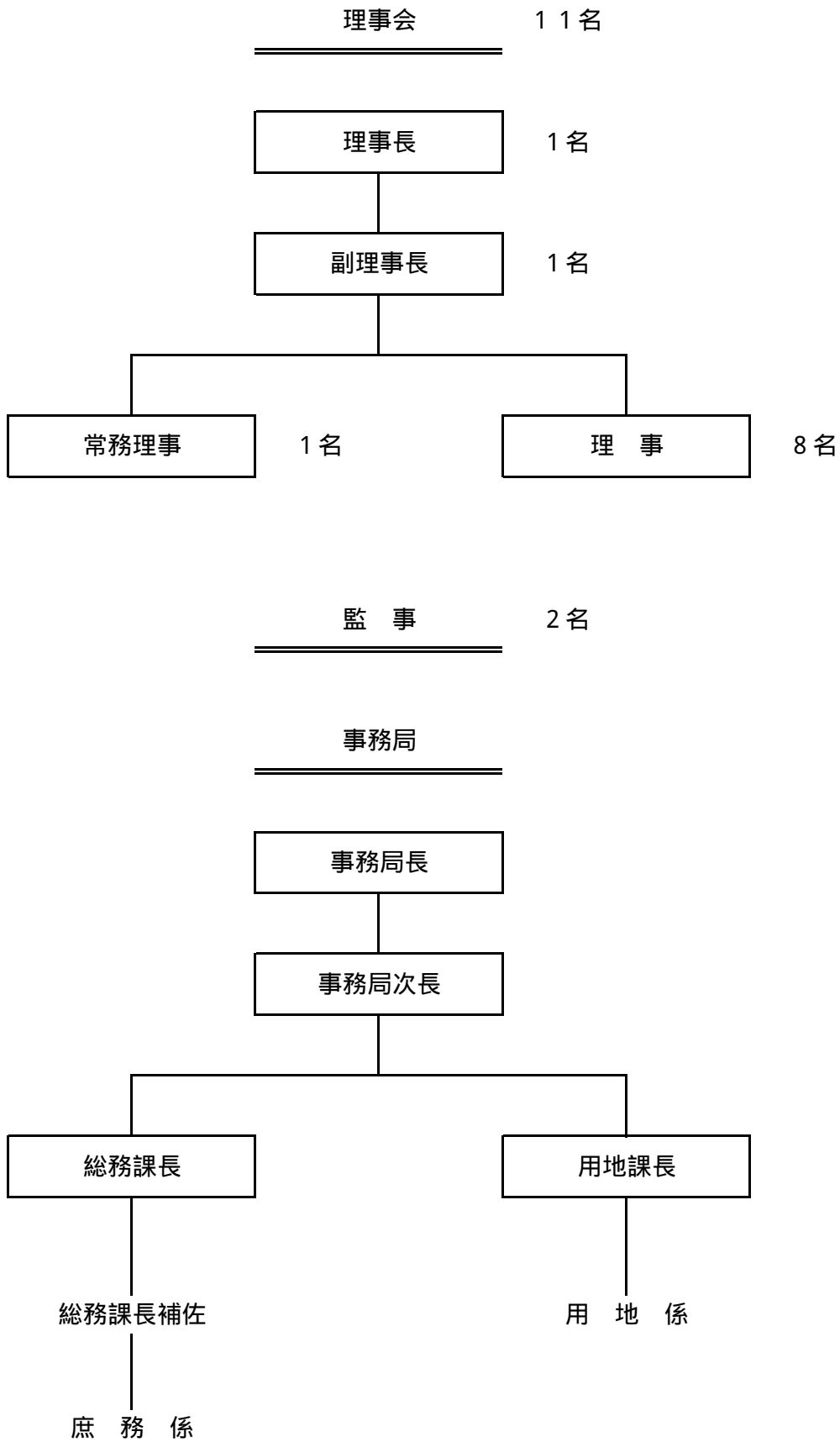
3 この土地開発公社の最初の事業年度は、第 2 1 条の規定にかかわらず、この土地開発公社の設立の日から平成 8 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

この定款の変更は、岐阜県知事の認可を受けた日から施行する。ただし、第 7 条第 5 項及び第 1 8 条第 1 項第 1 号イの改正規定は、平成 2 0 年 1 2 月 1 日から施行する。

岐阜市土地開発公社組織図

平成23年4月1日現在



平成23年度 岐阜市土地開発公社役員名簿

平成23年4月1日現在

役職名	氏名	備考
理事長	成原 嘉彦	岐阜市副市長
副理事長	武政 功	岐阜市副市長
常務理事	片桐 猛	(財)岐阜市にぎわいまち公社常務理事
理事	河島 和博	岐阜市理事兼都市建設部長
理事	浅井 文彦	岐阜市財政部長
理事	伊藤 彰啓	岐阜市企画部長
理事	大見 富美雄	岐阜市行政部長
理事	川島 幸美津	岐阜市まちづくり推進部長
理事	村山 三紀夫	岐阜市基盤整備部長
理事	丹治 克行	岐阜市教育委員会事務局長
理事	青木 孝之	岐阜市柳津地域振興事務所長
監事	齋藤 博之	岐阜商工会議所常務理事
監事	栗本 利泰	岐阜市理事兼会計管理者

岐 阜 市 土 地 開 発 公 社
平 成 2 3 年 度 事 業 計 画 に 関 する 書 類

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

1 事業計画

(1) 用地等の取得、管理及び処分

岐阜市の公共用地取得計画に基づき、岐阜大学医学部等跡地整備事業及び都市計画道路岐阜駅那加線事業の保有土地の管理を行う。又、国からの依頼による一般国道156号岐阜東バイパス改築工事用地取得事業に係る保有土地の管理及び一部を処分する。

2 収支予算

(1) 収益的収入及び支出

収入総額	107,897 千円
支出総額	112,573 千円
差引額	4,676 千円

(収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額4,676千円は前期繰越準備金で補てんする。)

ア 収益的収入の部

款	項	予 算 額	説 明
事業収益		107,767 千円	
	公有地取得事業収益	106,198	
	附帯等事業収益	1,569	
事業外収益		130	
	受取利息	130	
収入合計		107,897	

イ 収益的支出の部

款	項	予 算 額	説 明
事業原価		105,907 千円	
	公有地取得事業原価	105,907	
販売費及び一般管理費		6,556	
	販売費及び一般管理費	6,556	
事業外費用		10	
	支払利息	10	
予備費		100	
	予備費	100	
支出合計		112,573	

(2) 資本的収入及び支出

収入総額	964 千円
支出総額	106,871 千円
差引額	105,907 千円

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額105,907千円は
当年度分損益勘定留保資金で補てんする。)

ア 資本的収入の部

款	項	予算額	説明
資本的収入		964 千円	
	長期借入金	964	
収入合計		964	

イ 資本的支出の部

款	項	予算額	説明
資本的支出		106,871 千円	
	公有地取得事業費	4,375	
	長期借入金償還金	102,496	
支出合計		106,871	

岐阜市土地開発公社
平成22年度決算に関する書類
(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

1 事業概要

地域の秩序ある整備を図るために、岐阜市と緊密な連携を図りながら、公用又は公共の用に供する土地の取得、管理及び処分に努めた。

公有地取得事業として、岐阜大学医学部等跡地整備事業で30,853.84㎡取得し、計3事業の管理を行った。処分事業として一般国道156号岐阜東バイパス改築工事用地取得事業及び岐阜大学医学部等跡地整備事業、計22,717.8㎡を国及び岐阜市へ処分した。明細については下記のとおりである。

ア 公有地取得事業及び処分の内訳

(1) 取得、管理業務

事業名	面積	金額	備考
都市計画道路岐阜駅那加線事業	- ㎡	6,176,344 円	支払利息
一般国道156号岐阜東バイパス改築工事用地取得事業	-	4,564,737	"
岐阜大学医学部等跡地整備事業	30,853.84	3,066,338,483	用地・諸経費
計	30,853.84	3,077,079,564	

(2) 処分業務

事業名	面積	金額	備考
一般国道156号岐阜東バイパス改築工事用地取得事業	2,357.64 ㎡	107,343,055 円	
岐阜大学医学部等跡地整備事業	20,360.16	2,035,007,175	
計	22,717.80	2,142,350,230	

イ 附帯等事業

保有土地の暫定利用として、都市計画道路岐阜駅那加線事業(高砂町3丁目50 - 4ほか2筆)において、駐車場等として貸し付け、有効活用を図った。

貸 借 対 照 表

(平成23年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額		
資産の部			
1 流動資産			
現金預金	36,076,945		
普通預金	12,879,502		
定期預金	23,197,443		
公有用地	2,699,064,893		
流動資産合計		2,735,141,838	
2 固定資産			
基本財産	10,000,000		
定期預金	10,000,000		
退職給付積立預金	3,587,571		
定期預金	3,587,571		
固定資産合計		13,587,571	
資産合計			2,748,729,409
負債の部			
1 流動負債			
未払金	63,986		
流動負債合計		63,986	
2 固定負債			
長期借入金	2,699,064,893		
引当金	3,587,571		
退職給付引当金	3,587,571		
固定負債合計		2,702,652,464	
負債合計			2,702,716,450
資本の部			
1 資本金			
基本財産	10,000,000		
資本金合計		10,000,000	
2 準備金			
前期繰越準備金	24,045,309		
当期純利益	11,967,650		
準備金合計		36,012,959	
資本合計			46,012,959
負債資本合計			2,748,729,409

損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	金 額	
事業収益		
公有地取得事業収益	2,142,350,230	
附帯等事業収益	1,569,000	
事業収益計		2,143,919,230
事業原価		
公有地取得事業原価	2,130,909,538	
事業原価計		2,130,909,538
事業総利益		13,009,692
販売費及び一般管理費		
販売費及び一般管理費	1,079,554	
販売費及び一般管理費計		1,079,554
事業利益		11,930,138
事業外収益		
受取利息	37,512	
事業外収益計		37,512
当期純利益		11,967,650

キャッシュ・フロー計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位:円)

事業活動によるキャッシュ・フロー

公有地取得事業及び開発事業用地取得事業収入 2,142,350,230

その他事業収入 1,569,000

公有地取得事業及び開発事業用地取得事業支出 3,077,079,564

人件費支出 490,552

その他の業務支出 593,628

小計 934,244,514

利息の受取額 37,512

事業活動によるキャッシュ・フロー 934,207,002

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フロー 0

財務活動によるキャッシュ・フロー

長期借入れによる収入 3,304,410,207

長期借入金の返済による支出 2,358,240,181

財務活動によるキャッシュ・フロー 946,170,026

現金及び現金同等物減少額 11,963,024

現金及び現金同等物期首残高 24,113,921

現金及び現金同等物期末残高 36,076,945

財 産 目 録

(平成23年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額		
資産の部			
1 流動資産			
現金預金	36,076,945		
普通預金	12,879,502		
定期預金	23,197,443		
公有用地	2,699,064,893		
流動資産合計		2,735,141,838	
2 固定資産			
基本財産	10,000,000		
定期預金	10,000,000		
退職給付積立預金	3,587,571		
定期預金	3,587,571		
固定資産合計		13,587,571	
資 産 合 計			2,748,729,409
負債の部			
1 流動負債			
未払金	63,986		
流動負債合計		63,986	
2 固定負債			
長期借入金	2,699,064,893		
引当金	3,587,571		
退職給付引当金	3,587,571		
固定負債合計		2,702,652,464	
負 債 合 計			2,702,716,450
正味財産			46,012,959